

証券コード6757

平成29年4月11日

株 主 各 位

大阪市北区天満一丁目26番3号

株式会社 OSGコーポレーション

代表取締役社長 溝 端 雅 敏

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使する事ができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年4月26日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年4月27日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市北区天満一丁目26番3号
当社本社 9階会議室
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第47期（平成28年2月1日から平成29年1月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第47期（平成28年2月1日から平成29年1月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.osg-nandemonet.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

## (添付書類)

### 事業報告

(平成28年2月1日から  
平成29年1月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成28年2月1日～平成29年1月31日）につきましてご説明いたします。

当期も日本全国で記録的な猛暑が続き、熱中症患者が続出いたしました。当社グループはCSR活動の一環として、環境省が行っている「熱中症予防声かけプロジェクト」のオフィシャルパートナー企業として、熱中症予防啓蒙活動を展開してまいりました。そして前期に引き続き、当期も最優秀団結賞を受賞しております。

また、当社グループは、当連結会計年度を初年度とする第9次4カ年計画を掲げております。

各事業セグメントの内容及び業績は次のとおりであります。

#### 【当社グループの事業セグメント】

- |               |                                                                                         |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 水関連機器事業    | 家庭用から業務用・産業用に至るまでの水関連機器の販売<br>浄水器、電解水素水生成器、水自動販売機、ウォータークーラー、衛生管理機器(ハイクロソフト酸化水生成器)等の製品販売 |
| 2. メンテナンス事業   | 水関連機器販売後のメンテナンス<br>各種カートリッジ、補修部品等の製品販売                                                  |
| 3. HOD(水宅配)事業 | ミネラルウォーターの製造・販売及びエリアライセンスチェーンの展開<br>ミネラルウォーター製造プラント、冷温水サーバー、ボトルドウォーター等の製品販売             |
| 4. その他事業      | 上記事業以外の製・商品販売                                                                           |

### 【水関連機器事業】

「家庭用製品」では、新規販売店は増加しましたが、若手営業社員の育成が遅れたことにより、第4四半期は計画を下回りました。

「業務用・産業用製品」につきましては、ウォータークーラーの販売では駅や空港、学校等の公共施設及び東京五輪関連を含むスポーツ施設への導入を図ってまいりました。熱中症対策として水分補給の重要性が見直され、特に学校やスポーツ関係等の公共施設への導入が増加いたしました。水自動販売機の販売では、導入店において、「顧客へのサービスとして顧客満足度が高い」という評価を受け、特に大手ドラッグストアの系列店への導入が増加いたしました。また、産業用製品では、東南アジアに向けて市場の拡大を図ってまいりました。

「衛生管理機器」につきましては、食の安全・安心への意識が高まるなか、国内はもとより、中国・アジアに向けても市場の拡大に努めてまいりました。また、畜産試験場への導入事例も作れ、この分野での衛生管理システム導入の拡大を図ってまいりました。

その結果、売上高3,087,866千円（前年同期比2.1%増）、営業利益328,799千円（同0.6%減）となりました。

### 【メンテナンス事業】

ストックビジネスであるメンテナンス事業につきましては、家庭用・業務用・産業用等、全ての製品のメンテナンスにおいて、ユーザーからの信頼をより一層高められるよう、CS活動を展開してまいりました。

その結果、売上高1,819,418千円（同6.0%増）、営業利益319,960千円（同0.8%増）となりました。

### 【HOD（水宅配）事業】

HOD（水宅配）事業につきましては、エリアオーナー会などの情報交換会の定期開催により、エリアライセンスチェーン加盟店との良好な関係を構築してきたことが、新規加盟店の獲得及び地域シェア拡大に向けた営業展開拡大に寄与しました。

その結果、ボトルドウォーターの出荷が増加し、売上高1,167,344千円（同19.3%増）、営業利益63,465千円（同268.2%増）となりました。

なお、平成28年8月に上海にて1,000平米の大規模展示場「水密碼館（水のパスワード館）」をオープンいたしました。この展示場には、当社グループの全事業の製品及び技術に関して説明できるコーナーを設けております。最大の特徴は、製品を展示するだけではなく、工場の生産

ラインや医療関係における実用例など、様々な現場をフレキシブルに再現できるコーナーを設けている事であります。これにより、立体的にどのように各製品が使用されるのかが体現できるようになっております。この展示場は、中国国内における販売促進に活用することは勿論であります。アジア・欧米をはじめ世界市場に向けての商談の場・情報発信基地としての役割を担っております。

以上のような状況で推移した結果、当連結会計年度は、売上高6,506,733千円（同6.1%増）、営業利益532,029千円（同6.0%増）、経常利益563,033千円（同11.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益307,059千円（同14.6%増）となりました。

### セグメント別売上高

| 区 分           | 期 別 |  | 平成28年1月期（第46期）  |           | 平成29年1月期（当期）    |           |
|---------------|-----|--|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
|               |     |  | 金 額             | 構成比       | 金 額             | 構成比       |
| 水 関 連 機 器 事 業 |     |  | 千円<br>3,024,478 | %<br>49.3 | 千円<br>3,087,866 | %<br>47.5 |
| メンテナン ス 事 業   |     |  | 1,715,657       | 28.0      | 1,819,418       | 28.0      |
| H O D（水宅配）事業  |     |  | 978,478         | 16.0      | 1,167,344       | 17.9      |
| そ の 他 事 業     |     |  | 414,759         | 6.8       | 432,104         | 6.6       |
| 計             |     |  | 6,133,374       | 100.0     | 6,506,733       | 100.0     |

（注） 1．金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2．構成比は小数第2位以下を四捨五入して表示しております。

### (2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

### (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

引き続きウォータービジネスと殺菌水ビジネス及びストックビジネスであるメンテナンス事業の更なる拡大に向け、積極的な営業活動を展開してまいります。また、事業の経過及びその成果に記載のとおり、2020年の東京五輪開催に向けた五輪競技施設や公共施設の建設・改修及びインフラ整備において、ウォータードリンクビジネスを中心とした営業活動を積極的に推進いたします。加えて、中国をはじめアジアを中心とする新興国の経済成長に伴う生活水準の高まりによる水関連製品に対する需要増加の見通しを受けて、新しい市場にもウォータービジネスの拡大を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                         | 第44期<br>平成25. 2. 1から<br>平成26. 1. 31まで | 第45期<br>平成26. 2. 1から<br>平成27. 1. 31まで | 第46期<br>平成27. 2. 1から<br>平成28. 1. 31まで | 第47期（当期）<br>平成28. 2. 1から<br>平成29. 1. 31まで |
|-----------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------|
| 売 上 高（千円）                   | 5,343,378                             | 5,541,224                             | 6,133,374                             | 6,506,733                                 |
| 経 常 利 益（千円）                 | 306,172                               | 347,478                               | 505,663                               | 563,033                                   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益（千円） | 158,664                               | 170,270                               | 267,845                               | 307,059                                   |
| 1株当たり当期純利益（円）               | 32.05                                 | 34.40                                 | 54.11                                 | 62.05                                     |
| 純 資 産（千円）                   | 2,141,079                             | 2,254,208                             | 2,425,170                             | 2,592,749                                 |
| 総 資 産（千円）                   | 3,951,846                             | 4,055,306                             | 4,144,569                             | 4,595,710                                 |
| 1株当たり純資産額（円）                | 418.28                                | 441.25                                | 474.04                                | 504.54                                    |

- （注） 1. 売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、純資産、総資産の金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式数（期末自己株式数を除く）により算出しており、それぞれ小数第2位未満を四捨五入して表示しております。
3. 平成28年1月20日付で普通株式1株につき1.1株の株式分割を行っております。これに従い、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、株式分割が第44期の期首に行われたと仮定して算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                              | 資 本 金     | 当社の議決権比率 | 主 な 業 務 内 容                                                 |
|------------------------------------|-----------|----------|-------------------------------------------------------------|
| 株 式 会 社<br>O S G ウォーターテック          | 47,000千円  | 100.0%   | 電解水素水生成器及び浄水器等<br>の製造                                       |
| 欧 愛 水 基 環 保 科 技<br>( 蘇 州 ) 有 限 公 司 | 300,000千円 | 100.0%   | 電解水素水生成器等の製造、販売                                             |
| 株式会社ウォーターネット                       | 340,000千円 | 66.0%    | ミネラルウォーター製造装置の<br>販売及びウォーターサーバー並<br>びにミネラルボトルウォーター<br>の宅配業務 |

(7) 主要な事業内容（平成29年1月31日現在）

当社は「健康と環境」をキーとした生活密着型商品（現在は主として電解水素水生成器及び浄水器、殺菌水装置機器、HOD（水宅配）事業、ウォータークーラー等）の開発、製造、販売を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場（平成29年1月31日現在）

① 国内の主要拠点

| 名 称                          | 所 在 地    |
|------------------------------|----------|
| 株式会社O S G コーポレーション           |          |
| 本 社                          | 大阪市北区    |
| 東 京 営 業 本 部                  | 東京都港区    |
| 札 幌 営 業 所                    | 札幌市中央区   |
| 仙 台 支 店                      | 仙台市青葉区   |
| 埼 玉 支 店                      | 埼玉県川越市   |
| 横 浜 支 店                      | 横浜市中区    |
| 名 古 屋 支 店                    | 名古屋市千種区  |
| 金 沢 支 店                      | 石川県金沢市   |
| 京 都 支 店                      | 京都市下京区   |
| 神 戸 支 店                      | 神戸市中央区   |
| 広 島 支 店                      | 広島市中区    |
| 福 岡 支 店                      | 福岡市博多区   |
| その他 営業所 6 拠点 サービスステーション 6 拠点 |          |
| 株式会社O S G ウォーターテック           |          |
| 本 社 川 越 工 場                  | 埼玉県川越市   |
| 橋 本 工 場                      | 神奈川県相模原市 |
| 株式会社ウォーターネット                 |          |
| 本 社                          | 東京都中央区   |

② 海外の主要拠点

| 名 称              | 所 在 地 |
|------------------|-------|
| 欧愛水基環保科技（蘇州）有限公司 | 中国蘇州市 |

(9) 従業員の状況（平成29年1月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数       | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|-------------|
| 366名（111名） | 35名増（11名増）  |

- （注） 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. （ ）は外書きで、臨時従業員数であります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|--------|--------|
| 250名（38名） | 19名増（2名減） | 36才5ヶ月 | 9年10ヶ月 |

- （注） 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. （ ）は外書きで、臨時従業員数であります。

(10) 主要な借入先（平成29年1月31日現在）

| 借入先           | 借入額           |
|---------------|---------------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 千円<br>479,186 |
| 株式会社三井住友銀行    | 200,000       |
| 株式会社近畿大阪銀行    | 20,052        |

## 2. 会社の株式に関する事項（平成29年1月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 17,600,000株
- ② 発行済株式の総数 5,500,000株  
(自己株式 551,367株を含む)
- ③ 株主数 2,538名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名               | 所 有 株 式 数              | 持 株 比 率            |
|---------------------|------------------------|--------------------|
| 株 式 会 社 三 愛 コ ス モ ス | 2,200,000 <sup>株</sup> | 44.46 <sup>%</sup> |
| 湯 川 剛               | 362,580                | 7.33               |
| O S G 社 員 持 株 会     | 268,370                | 5.42               |
| 河 原 一 郎             | 133,220                | 2.69               |
| 湯 川 大               | 99,000                 | 2.00               |
| 湯 川 学               | 99,000                 | 2.00               |
| 吉 田 晴 雄             | 91,000                 | 1.84               |
| 賀 来 昌 義             | 75,810                 | 1.53               |
| 畑 勝                 | 71,500                 | 1.44               |
| 枇 田 法 義             | 56,640                 | 1.14               |

（注） 持株比率は自己株式（551,367株）を控除して算出しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成29年1月31日現在）

| 氏 名     | 地 位 及 び 担 当  | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                           |
|---------|--------------|-----------------------------------------------------------|
| 湯 川 剛   | 取締役会長（代表取締役） | ㈱三愛コスモス代表取締役社長<br>欧愛水基環境科技（蘇州）有限公司董事長<br>㈱ウォーターネット代表取締役会長 |
| 溝 端 雅 敏 | 取締役社長（代表取締役） | ㈱ウォーターネット取締役<br>㈱ＯＳＧウォーターテック取締役<br>㈱ＯＳＧコミュニケーションズ取締役      |
| 藤 沢 和 一 | 取締役（財務・経理担当） |                                                           |
| 山 田 啓 輔 | 取 締 役        | ㈱ウォーターネット代表取締役社長                                          |
| 大 垣 雅 宏 | 取 締 役（事業部長）  |                                                           |
| 仙 頭 満   | 常 勤 監 査 役    |                                                           |
| 坂 本 守 孝 | 監 査 役        | 公認会計士                                                     |
| 遠 藤 富 祥 | 監 査 役        | 公認会計士<br>東陽監査法人代表社員                                       |

- （注）１． 監査役坂本守孝及び遠藤富祥の両氏は、社外監査役であります。また、当社は、坂本守孝氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。
- ２． 監査役坂本守孝及び遠藤富祥の両氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ３． 監査役遠藤富祥氏は、東陽監査法人の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ４． 責任限定契約の内容の概要
- 当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分   | 人 数                  | 報 酬 等 の 額            |
|-------|----------------------|----------------------|
| 取 締 役 | 5 名                  | 51,350千円             |
| 監 査 役 | 3 名<br>(うち社外監査役 2 名) | 6,450千円<br>(1,900千円) |
| 計     | 8 名                  | 57,800千円             |

(注) 上記には、役員退職慰労引当金として当事業年度に計上した4,500千円が含まれております。

取締役 5 名 3,950千円

監査役 3 名 550千円 (うち社外監査役 2 名は200千円)

## (3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 活 動 状 況                                                                                                                                                         |
|-------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外監査役 | 坂 本 守 孝 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち10回に出席し、監査役会12回のうち12回出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査及び内部統制について適宜、必要な発言を行っております。 |
|       | 遠 藤 富 祥 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち10回に出席し、監査役会12回のうち12回出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査及び内部統制について適宜、必要な発言を行っております。 |

#### (4) 社外取締役を置く事が相当でない理由

当社は、企業統治の強化に社外取締役が一定の役割を果たすとの最近の議論を踏まえ、当社の社外取締役として適任の方を探しておりました。しかしながら、取締役として重要な意思決定に参加いただく以上、企業経営への理解に加えて、当社を取り巻く市場に対して、相当程度の知見を有し、また、経営への客観的な意見をいただくため、当社経営者からの独立性を有する必要があると考えており、これまでは、これらの要件を満たす適任者の選定に至っておりませんでした。

適任者でない方を社外取締役として選任した場合、当社経営の機動性等を害する一方、取締役に期待される機能が果たされない可能性があり、相当でないと判断しておりました。

しかしながら、今般、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から検討した結果、平成29年4月27日開催予定の第47期定時株主総会に、当社が現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するための定款変更議案及び社外取締役候補者を含む監査等委員である取締役選任議案を上程する事に決定いたしました。これらの議案を原案どおり承認可決いただきますと、社外取締役は2名となります。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 38,400千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 38,400千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬の見積りの算定根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要がある判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容及び運用状況の概要

当社の内部統制の充実に向けての基本方針及び運用状況の概要は、次のとおりであります。

### (1) 取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合する事を確保するための体制

平成17年7月制定の「コンプライアンスポリシー」並びに「コンプライアンス規程」を、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるため

の行動規範とする。また、その徹底を図るため、「コンプライアンス委員会」において、コンプライアンスの取り組みを組織横断的に統括するとともに、同委員会を中心に役職員教育、周知徹底等を行う。

内部監査室は、同委員会と連携してコンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は、定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。

法令上疑義のある行動等について、従業員が直接情報提供を行う手段は、「コンプライアンス規程」に定める。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁媒体（以下文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、「文書管理規程」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、品質、安全、情報セキュリティ及び輸出入管理等に係るリスクについては、業務の健全性を確保するために、担当部署にて、規程・規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行うものとする。

組織横断的リスク状況の監視及び全社の対応は、総務部が行うものとする。

また、新たに生じたリスクについては、総務部にて確認し、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制

取締役会は、取締役及び従業員が共有する全社的な目標や目標を達成するための施策を議論を踏まえて決定し、当事者の参画意識を高める。

業務担当取締役は、その目標達成のために各部門の具体的目標及び施策を権限と責任をもって効率的に達成していく方法を定め、IT等の活用や記録等により、定例的に進捗状況をレビューし、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

**(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

内部統制担当部署は、グループ各社の業務を所管する部署と連携して、グループ各社における内部統制に関する状況を把握し、必要に応じて指導を行うとともに当社取締役会に報告する。

**(6) 監査役がその補助すべき従業員を置く事を求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項**

監査役会は、内部監査室との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

監査役より監査業務に必要な命令を受けた内部監査室長は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けない。

**(7) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実がある事を発見した時は、法令に従い、直ちに監査役に報告する等、あらかじめ取締役と協議して定めた監査役に対する報告事項について適時報告する。

また、監査役が閲覧する資料、監査役が出席する会議を明確にし、取締役への周知徹底を行う。

**(8) その他監査役の監査が実効的に行われる事を確保するための体制**

取締役会に取締役とのヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役社長と定期的に意見交換を実施する。

#### (9) 業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「コンプライアンス規程」に基づき、月1回「コンプライアンス委員会」を開催し、法令・社内規定等の遵守状況を審議しております。当社の取締役会は、月1回開催し、グループ各社の経営課題等について全役員の問題意識を共有しております。また当社各部門から毎月の活動状況の報告を受け、取締役及び監査役の情報共有と経営管理の充実を図っております。当社の内部監査室は、全国の拠点を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を、代表取締役及び監査役に報告しております。当社の監査役会は、「監査役監査基準」に基づき、審議をしております。各監査役は、取締役会において発言を行い、常勤監査役は、この他重要な会議に出席し、発言、調査する等監査の充実を図っております。

~~~~~  
本事業報告中の記載金額は、表示数値未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,861,762	流 動 負 債	1,564,909
現 金 及 び 預 金	1,060,132	支払手形及び買掛金	351,156
受取手形及び売掛金	1,087,382	短 期 借 入 金	640,000
商 品 及 び 製 品	299,546	一年内返済予定長期借入金	52,738
原材料及び貯蔵品	323,498	未 払 法 人 税 等	120,679
繰 延 税 金 資 産	30,653	賞 与 引 当 金	35,377
そ の 他	61,816	返 品 調 整 引 当 金	10,159
貸 倒 引 当 金	△1,267	そ の 他	354,799
固 定 資 産	1,733,947	固 定 負 債	438,051
有 形 固 定 資 産	1,217,868	長 期 借 入 金	14,800
建 物 及 び 構 築 物	358,061	退職給付に係る負債	168,318
機械装置及び運搬具	12,107	役員退職慰労引当金	133,858
土 地	723,955	そ の 他	121,075
工具器具及び備品	114,797	負 債 合 計	2,002,960
そ の 他	8,946	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	61,606	株 主 資 本	2,464,239
ソ フ ト ウ ェ ア	31,153	資 本 金	601,000
そ の 他	30,452	資 本 剰 余 金	690,401
投資その他の資産	454,472	利 益 剰 余 金	1,369,282
投 資 有 価 証 券	35,473	自 己 株 式	△196,445
繰 延 税 金 資 産	51,241	その他の包括利益累計額	32,539
そ の 他	418,038	その他有価証券評価差額金	2,086
貸 倒 引 当 金	△50,281	為 替 換 算 調 整 勘 定	30,452
資 産 合 計	4,595,710	非 支 配 株 主 持 分	95,970
		純 資 産 合 計	2,592,749
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,595,710

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年2月1日から
平成29年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,506,733
売 上 原 価		2,378,008
売 上 総 利 益		4,128,724
販売費及び一般管理費		3,596,695
営 業 利 益		532,029
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,861	
為 替 差 益	13,255	
手 数 料 収 入	10,801	
そ の 他	12,360	43,280
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,970	
支 払 手 数 料	1,912	
減 価 償 却 費	3,788	
そ の 他	2,604	12,276
経 常 利 益		563,033
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,232	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	580	5,812
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		557,220
法人税、住民税及び事業税	217,524	
法 人 税 等 調 整 額	15,475	233,000
当 期 純 利 益		324,220
非支配株主に帰属する当期純利益		17,161
親会社株主に帰属する当期純利益		307,059

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年2月1日から)
(平成29年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
平成28年2月1日残高	601,000	690,401	1,185,964	△195,627	2,281,738
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△123,741	—	△123,741
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	307,059	—	307,059
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△817	△817
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	183,317	△817	182,500
平成29年1月31日残高	601,000	690,401	1,369,282	△196,445	2,464,239

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
平成28年2月1日残高	1,454	63,167	64,622	78,809	2,425,170
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△123,741
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	307,059
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△817
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	632	△32,715	△32,083	17,161	△14,921
連結会計年度中の変動額合計	632	△32,715	△32,083	17,161	167,578
平成29年1月31日残高	2,086	30,452	32,539	95,970	2,592,749

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

イ. 連結子会社の数…………… 8 社

ロ. 主要な連結子会社の名称……………(株)OSGウォーターテック、欧愛水基環保科技
(蘇州) 有限公司、(株)ウォーターネット 他

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の状況

イ. 持分法適用関連会社の数…………… 1 社

ロ. 主要な持分法適用関連会社の名称……………(株)ジャパンボトラーズ

(3) 連結子会社及び持分法適用関連会社の決算日等に関する事項

連結子会社及び持分法適用関連会社のうち、事業年度の末日が連結決算日と異なる会社について、連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

 その他有価証券

 時価のあるもの

 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

 時価のないもの

 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

 当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。
 主な耐用年数

 建物 15年～38年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上方法

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ハ. 返品調整引当金

将来予想される売上返品に備えるため、返品実績率等を勘案し、将来の返品に伴う損失見込額を計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定は簡便法によっております。

また、連結子会社のうち㈱ＯＳＧウォーターテック及び㈱ウォーターネットにおいては、従業員退職金の全額について中小企業退職金制度に加入しており、当連結会計年度の掛金拠出額を退職給付費用として処理しております。

ロ. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による損益への影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「生命保険配当金」は営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

4. 追加情報

（法人税率の変更等による影響）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、平成30年1月期及び平成31年1月期に解消が見込まれる一時差異について繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.2%から30.8%に、平成32年1月期以降に解消が見込まれる一時差異について繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から30.6%に変更されます。

この税率変更により、流動資産の繰延税金資産の金額が1,206千円減少し、固定資産の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が2,694千円減少しております。また、法人税等調整額が3,931千円、その他有価証券評価差額金が30千円増加しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,647,587千円
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
建物	165,464千円
構築物	2,492千円
土地	723,445千円
② 担保に係る債務	
短期借入金	440,000千円
長期借入金（一年内返済予定長期借入金を含む）	59,238千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,500,000	—	—	5,500,000
合計	5,500,000	—	—	5,500,000

(2) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年4月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	123,741	25	平成28年1月31日	平成28年4月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生在翌期になるもの

付議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年4月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	148,458	30	平成29年1月31日	平成29年4月28日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、余裕資金の範囲内での運用に限定し、当社グループ運用方針に基づき、主に安全性の高い金融資産で運用しております。当社グループが保有する金融商品には売上債権や投資有価証券があり、売上債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

短期及び長期借入金は、設備投資や運転資金の調達を目的としたものであり、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成及び更新を行い、手許流動性を管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用する事により、当該価額が変動する事もあります。平成29年1月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握する事が極めて困難と認められるものは、下記の表には含めておりません。（（注2）を参照ください。）

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,060,132	1,060,132	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,087,382	1,087,382	—
(3) 投資有価証券	28,029	28,029	—
(4) 長期貸付金	47,583		
貸倒引当金（※）	△21,918		
差引	25,664	25,664	—
資産計	2,201,209	2,201,209	—
(1) 支払手形及び買掛金	351,156	351,156	—
(2) 未払法人税等	120,679	120,679	—
(3) 短期借入金	640,000	640,000	—
(4) 長期借入金 一年内返済予定長期借入金を含む	67,538	67,670	132
(5) リース債務	75,697	75,697	—
負債計	1,255,071	1,255,203	132

（※）長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似している事から、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価は、主として市場価格によって算定しております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、貸倒引当金控除後の価額を時価としております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 短期借入金

短期借入金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（一年内返済予定長期借入金を含む）

長期借入金は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、一部の長期借入金は、複合金融商品であるキャンセラブルローン（期限前特約権の行使による期限前解約特約付）ですが、長期借入金の時価に含めて算定しております。

(5) リース債務

リース債務は、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定した結果、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握する事が極めて困難と認められる株式

（単位：千円）

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非 上 場 株 式	7,444

8. 賃貸等不動産に関する注記

記載すべき重要なものはないため、開示を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	504.54円
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益	62.05円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 3 月22日

株式会社 O S G コーポレーション

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 西 康 弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	生 越 栄美子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 O S G コーポレーションの平成28年 2 月 1 日から平成29年 1 月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 O S G コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第47期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおりご報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役及び従業員等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年3月24日

株式会社OSGコーポレーション 監査役会

常勤監査役 仙頭 満 ㊟

社外監査役 坂本 守 孝 ㊟

社外監査役 遠藤 富 祥 ㊟

貸 借 対 照 表

(平成29年 1 月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,486,435	流 動 負 債	1,322,544
現 金 及 び 預 金	383,619	支 払 手 形	19,738
受 取 手 形	224,152	電 子 記 録 債 務	172,156
電 子 記 録 債 権	29,099	買 掛 金	41,291
売 掛 金	616,264	短 期 借 入 金	640,000
商 品 及 び 製 品	109,302	一年内返済予定長期借入金	52,738
原材料及び貯蔵品	6,797	未 払 金	148,791
前 払 費 用	12,479	リ ー ス 債 務	22,551
未 収 入 金	72,828	未 払 法 人 税 等	83,813
繰 延 税 金 資 産	25,997	未 払 消 費 税	24,400
そ の 他	6,975	預 り 金	32,022
貸 倒 引 当 金	△1,081	賞 与 引 当 金	28,364
固 定 資 産	2,180,415	返 品 調 整 引 当 金	8,159
有 形 固 定 資 産	1,038,157	そ の 他	48,515
建 物	231,341	固 定 負 債	416,711
構 築 物	5,659	長 期 借 入 金	6,500
機 械 及 び 装 置	8,584	リ ー ス 債 務	36,566
車 両 運 搬 具	3,163	退 職 給 付 引 当 金	168,318
工 具 器 具 備 品	65,452	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	131,950
土 地	723,955	資 産 除 去 債 務	15,337
無 形 固 定 資 産	31,216	そ の 他	58,038
ソ フ ト ウ ェ ア	18,045	負 債 合 計	1,739,256
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	6,001	純 資 産 の 部	
そ の 他	7,169	株 主 資 本	1,925,507
投資その他の資産	1,111,041	資 本 金	601,000
投 資 有 価 証 券	35,473	資 本 剰 余 金	690,401
関 係 会 社 株 式	200,612	資 本 準 備 金	690,401
関 係 会 社 出 資 金	300,000	利 益 剰 余 金	830,550
長 期 貸 付 金	30,153	利 益 準 備 金	20,000
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	200,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	810,550
保 険 積 立 金	236,126	別 途 積 立 金	550,000
長 期 営 業 債 権	4,566	繰 越 利 益 剰 余 金	260,550
繰 延 税 金 資 産	51,241	自 己 株 式	△196,445
そ の 他	88,481	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,086
貸 倒 引 当 金	△35,614	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,086
資 産 合 計	3,666,850	純 資 産 合 計	1,927,594
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,666,850

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年 2 月 1 日から)
(平成29年 1 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		4,711,107
売 上 原 価		1,736,322
売 上 総 利 益		2,974,784
販売費及び一般管理費		2,617,128
営 業 利 益		357,656
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,376	
受 取 賃 貸 料	10,800	
そ の 他	8,162	21,339
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,903	
支 払 手 数 料	1,912	
減 価 償 却 費	3,052	
賃 貸 原 価	2,399	
そ の 他	146	11,414
経 常 利 益		367,580
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,168	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	580	5,748
税 引 前 当 期 純 利 益		361,832
法人税、住民税及び事業税	144,503	
法 人 税 等 調 整 額	14,716	159,219
当 期 純 利 益		202,612

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年2月1日から)
(平成29年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
平成28年2月1日残高	601,000	690,401	690,401	20,000	550,000	181,679	751,679	△195,627	1,847,453
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△123,741	△123,741	—	△123,741
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	202,612	202,612	—	202,612
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	—	△817	△817
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	78,871	78,871	△817	78,054
平成29年1月31日残高	601,000	690,401	690,401	20,000	550,000	260,550	830,550	△196,445	1,925,507

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成28年2月1日残高	1,454	1,454	1,848,907
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当	—	—	△123,741
当 期 純 利 益	—	—	202,612
自 己 株 式 の 取 得	—	—	△817
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	632	632	632
事業年度中の変動額合計	632	632	78,686
平成29年1月31日残高	2,086	2,086	1,927,594

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低
下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

… 定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備
を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備
及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～38年

無形固定資産（リース資産を除く）

… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込
利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採
用しております。

(4) 重要な引当金の計上方法

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸
倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に
回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込
額を計上しております。

③ 返品調整引当金……………将来予想される売上返品に備えるため、返品実績率等を勘案し、
将来の返品に伴う損失見込額を計上しております。

- ④ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定は簡便法によっております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (5) 消費税等の会計処理の方法
… 税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による損益への影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、「受取手形」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお前事業年度の「電子記録債権」は9,261千円であります。

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「生命保険配当金」は営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

4. 計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

該当事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	98,886千円
長期金銭債権	240,788千円
短期金銭債務	197,954千円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,420,705千円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	165,464千円
構築物	2,492千円
土地	723,445千円

② 担保に係る債務

短期借入金	440,000千円
長期借入金（一年内返済予定長期借入金を含む）	59,238千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	売上高	193,436千円
	仕入高	1,488,722千円
	販売費及び一般管理費	14,852千円
営業取引以外の取引	受取賃貸料	10,800千円
	受取利息	2,087千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普 通 株 式	550,327	1,040	—	551,367
合 計	550,327	1,040	—	551,367

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

① 流動の部

繰延税金資産	
たな卸資産評価損	1,168千円
貸倒引当金	333千円
賞与引当金	8,739千円
返品調整引当金	2,514千円
その他	13,243千円
繰延税金資産合計	<u>25,997千円</u>

② 固定の部

繰延税金資産	
退職給付引当金	51,513千円
役員退職慰労引当金	40,350千円
貸倒引当金	10,555千円
投資有価証券評価損	12,236千円
関係会社株式評価損	59,325千円
減損損失	73,191千円
資産除去債務	7,427千円
その他	3,494千円
繰延税金資産小計	<u>258,090千円</u>
評価性引当額	<u>△204,598千円</u>
繰延税金資産合計	<u>53,493千円</u>

繰延税金負債	
資産除去債務	△1,655千円
その他有価証券評価差額	<u>△595千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△2,251千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>51,241千円</u>

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、平成30年1月期及び平成31年1月期に解消が見込まれる一時差異について繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.2%から30.8%に、平成32年1月期以降に解消が見込まれる一時差異について繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から30.6%に変更されます。

この税率変更により、流動資産の繰延税金資産の金額が1,206千円減少し、固定資産の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が2,694千円減少しております。また、法人税等調整額が3,931千円、その他有価証券評価差額金が30千円増加しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

種 類	氏名又は会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科 目	期末残高 (千円) (注1)
					役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等を含む)	熊ドゥーイング	10,000	健康機器、健康食品の販売	—	—	商品の売上	商品の売上 (注2)	12,797	電子記録債	4,307
									売掛金	4,126

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 当社商品の販売については、他の取引先の条件を勘案し交渉の上決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	資本金又は出資金 (千円)	事 業 の 内 容	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科 目	期末残高 (千円) (注1)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	㈱OSGウォーターテック	47,000	電解水素水生成器及び浄水器等の製造	所有 直接 100	兼任 1人	製品の仕入	製品の仕入 (注2)	1,488,697	電子記録債務 買掛金	172,156 21,074
							家賃の受取 (注3)	10,800	—	—
子会社	㈱OSGコミュニケーションズ	55,000	電解水素水生成器の販売	所有 直接 100	兼任 1人	製商品の売上	出向負担金の 受入等 (注4)	—	未収入金	48,572
子会社	欧愛水基環境 科技(蘇州) 有限公司	300,000	電解水素水生成器及び浄水器等の製造・販売	所有 直接 100	兼任 1人	製品の売上	資金の貸付 (注5)	—	長期貸付金	200,000
							利息の受入 (注5)	2,087	未収収益	2,087
関連会社	㈱ジャパンボ トラーズ	12,000	ミネラルウォーターの製造・販売	所有 直接 28.3	—	事務所の賃貸	家賃の受取 (注6)	—	長期未収入金 (注7)	40,788

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 購入価格については、市場価格を勘案し、交渉の上決定しております。
3. 取引価格については、市場実勢を勘案し、交渉の上決定しております。
4. 出向負担金については、出向従業員給与の実績額としております。
5. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は、期間3年一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。
6. 当社が第三者より賃借している事務所の一部を転貸しており、転貸相当分の家賃を収受しています。
7. 長期未収入金に対して、貸倒引当金8,900千円を計上しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	389.52円
1株当たり当期純利益	40.94円

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 3 月22日

株式会社 O S G コーポレーション
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 西 康 弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	生 越 栄美子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 O S G コーポレーションの平成28年 2 月 1 日から平成29年 1 月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおりご報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年3月24日

株式会社O S G コーポレーション 監査役会

常 勤 監 査 役	仙 頭	満	㊞
社 外 監 査 役	坂 本	守 孝	㊞
社 外 監 査 役	遠 藤	富 祥	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当30円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、148,458,990円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年4月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査等委員会設置会社へ移行する事といたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ② 業務執行取締役等ではない取締役が期待される役割を十分発揮する事ができるよう、その責任をあらかじめ会社法で定める範囲内に限定する契約を締結する事ができる旨の規定を新設するものであります。なお、この責任限定契約に係る規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ その他、上記の各変更に伴う条数及び文言の整備等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案における定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。
(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 第5条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. 会計監査人 第5条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 第6条～第11条 （条文省略） 第3章 株主総会 第12条～第18条 （条文省略） 第4章 取締役及び取締役会 （取締役の員数） 第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。 （新 設） （取締役の選任方法） 第20条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。 ② （条文省略） ③ （条文省略） （取締役の任期） 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新 設） ② <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の残任期間と同一とする。</u>	第2章 株 式 第6条～第11条 （現行どおり） 第3章 株主総会 第12条～第18条 （現行どおり） 第4章 取締役及び取締役会 （取締役の員数） 第19条 当会社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、10名以内とする。 ② <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> （取締役の選任方法） 第20条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u> ② （現行どおり） ③ （現行どおり） （取締役の任期） 第21条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> （削 除）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議をもって、代表取締役を選定する。 (役付取締役) 第23条 取締役会の決議をもって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第24条～第25条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (新 設)	③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議をもって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 (役付取締役) 第23条 取締役会の決議をもって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第24条～第25条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第27条 (条文省略) (新 設) (取締役会の決議の省略) 第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> (取締役会の議事録) 第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。 (報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。	第27条 (現行どおり) <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第28条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u> (取締役会の決議の省略) 第29条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。 (取締役会の議事録) 第30条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印する。 (報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議をもって定めるものとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(取締役の責任免除)</u>
	<u>第32条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第31条 （条文省略）	第33条 （現行どおり）
第5章 監査役及び監査役会	
<u>(監査役の数)</u>	(削 除)
第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。	(削 除)
<u>(監査役の選任方法)</u>	(削 除)
第33条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。	
② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
<u>(監査役の任期)</u>	(削 除)
第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。	
② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残任期間と同一とする。	
<u>(常勤監査役)</u>	(削 除)
第35条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。	

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第36条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	(削 除)
<u>(監査役会の決議)</u> 第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u>	(削 除)
<u>(監査役会の議事録)</u> 第38条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u>	(削 除)
<u>(報酬等)</u> 第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u>	(削 除)
<u>(監査役の責任免除)</u> 第40条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削 除)
<u>(監査役会規程)</u> 第41条 <u>監査役会に関しては、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (新 設)	第5章 監査等委員会 (監査等委員会の招集通知) <u>第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3 日前までに各監査等委員に対して発す るものとする。ただし、緊急の必要が あるときは、この期間を短縮すること ができる。</u> <u>② 監査等委員全員の同意があるときは、 招集の手続きを経ないで監査等委員会 を開催することができる。</u>
(新 設)	(監査等委員会規程) <u>第35条 監査等委員会に関しては、法令又は本 定款のほか、監査等委員会において定 める監査等委員会規程による。</u>
第6章 会計監査人 第42条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第36条 (現行どおり)
(報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が 監査役会の同意を得て定める。	(報酬等) 第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が 監査等委員会の同意を得て定める。
第7章 計 算 第44条～第47条 (条文省略)	第7章 計 算 第38条～第41条 (現行どおり)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されま
すと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、定款変更
の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任
をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生する事を条件と
して、効力を生じるものとしたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであ
ります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株 式 数
1	湯 川 剛 (昭和22年1月15日生)	昭和40年4月 藤井会計事務所入所 昭和45年8月 ㈱大阪三愛（現当社）設立 代表取締役社長 昭和62年4月 ㈱新大和百貨店（現㈱三愛コスモ ス）譲受 同社代表取締役社長（現任） 平成2年4月 ㈱ジーエーティ研究所設立 同社代表取締役社長（現任） 平成16年5月 天年三愛環境科技（蘇州）有限公 司（現欧愛水基環境科技（蘇州） 有限公司）設立 同社董事長（現任） 平成18年2月 ㈱ニチデン（現㈱OSGウォータ ーテック）代表取締役会長 平成18年10月 ㈱ウォーターネット代表取締役 社長 平成19年4月 当社代表取締役会長、CEO（現 任） 平成22年9月 珠海欧愛水基水科技有限公司（現 上海欧愛水基水科技有限公司） 董事長（現任） 平成25年3月 ㈱ウォーターネット代表取締役 会長（現任）	362,580株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	みづ ばた まさ とし 溝 端 雅 敏 (昭和43年2月6日生)	昭和61年4月 ㈱大阪三愛（現当社）入社 平成10年2月 当社取締役事業部長 平成12年1月 ㈱ジーエーティ研究所取締役 （現任） 平成19年4月 当社代表取締役社長（現任） 平成19年9月 ㈱ウォーターネット取締役 （現任） 平成21年2月 ㈱ニチデン（現㈱OSGウォーターテック）代表取締役社長	15,670株
3	やま だ けい すけ 山 田 啓 輔 (昭和46年10月4日生)	平成6年4月 ㈱オーエスジーコーポレーション （現当社）入社 平成15年8月 当社営業部長 平成23年2月 当社西日本担当営業本部長 平成25年3月 ㈱ウォーターネット代表取締役社長 （現任） 平成25年4月 当社取締役（現任）	9,730株
4	あし うち やす ゆき ※ 芦 内 泰 幸 (昭和42年6月7日生)	平成2年4月 ㈱大阪三愛（現当社）入社 平成28年2月 ㈱OSGコミュニケーションズ取締役 （現任）	3,600株
5	おく むら まさ たか ※ 奥 村 正 孝 (昭和43年1月30日生)	平成2年4月 ㈱大阪三愛（現当社）入社 平成27年8月 当社業務用機器事業部長 平成28年8月 当社経理部長	4,300株

（注）1. ※印は、新任の候補者であります。

2. 上記候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されま
すと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたい
と存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生する事を条件と
して、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	ふじ さわ かず いち 藤 沢 和 一 (昭和29年1月19日生)	昭和50年5月 ㈱大阪三愛（現当社）入社 昭和62年1月 当社退社 昭和62年2月 ㈱コスモス東大阪設立 同社代表取締役 平成8年9月 同社代表取締役退任 平成8年9月 ㈱大阪三愛（現当社）入社 当社経理部長 平成18年4月 当社取締役 平成21年8月 ㈱ニチデン（現㈱ＯＳＧウオータ ーテック）取締役 平成24年2月 ㈱ニチデン（現㈱ＯＳＧウオータ ーテック）取締役退任 平成27年2月 当社財務・経理担当取締役（現任）	5,370株
2	さか もと もり たか 坂 本 守 孝 (昭和45年7月16日生)	平成10年11月 朝日監査法人（現有限責任あずさ 監査法人）入所 平成15年3月 公認会計士登録 平成19年4月 当社監査役（現任）	—
3	えん ぼう とも よし 遠 藤 富 祥 (昭和23年4月16日生)	昭和51年1月 等松青木監査法人（現有限責任監 査法人トーマツ）入所 昭和58年8月 公認会計士事務所開業 平成元年10月 東陽監査法人大阪事務所入所 平成9年1月 同監査法人代表社員（現任） 平成23年4月 当社監査役（現任）	—

- (注) 1. 上記候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 坂本守孝及び遠藤富祥の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由等について
- (1) 坂本守孝氏につきましては、公認会計士として培われた会計・財務・税務等の知識を当社の監査体制に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となる事以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。同氏は現在、当社の社外監査役であり、就任してからの期間は本総会終結の時をもって10年となります。
- (2) 遠藤富祥氏につきましては、公認会計士として培われた会計・財務・税務等の知識を当社の監査体制に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となる事以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。同氏は現在、当社の社外監査役であり、就任してからの期間は本総会終結の時をもって6年となります。
4. 当社は、坂本守孝氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合には、改めて同氏を独立役員として指定する予定であります。また、遠藤富祥氏が選任された場合には、同氏も独立役員として指定する予定であります。
5. 責任限定契約の締結について
- (1) 当社は坂本守孝氏、遠藤富祥氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- (2) 藤沢和一氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されま
すと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報
酬額を定める事とし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今
の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額120百万円以内とさせていただき
たいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従業
員兼務取締役の従業員分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は5名であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取
締役を除く。）の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議
案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案ど
おり承認可決されますと、5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生する事を条件と
して、効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されま
すと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員で
ある取締役の報酬額を年額30百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部
変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原
案どおり承認可決されますと、3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生する事を条件と
して、効力を生じるものいたします。

第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって、監査役を退任されます仙頭満氏に対し、在任中の功勞に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈する事といたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
仙頭 満	平成27年4月 当社常勤監査役 現在に至る

以上

メ モ

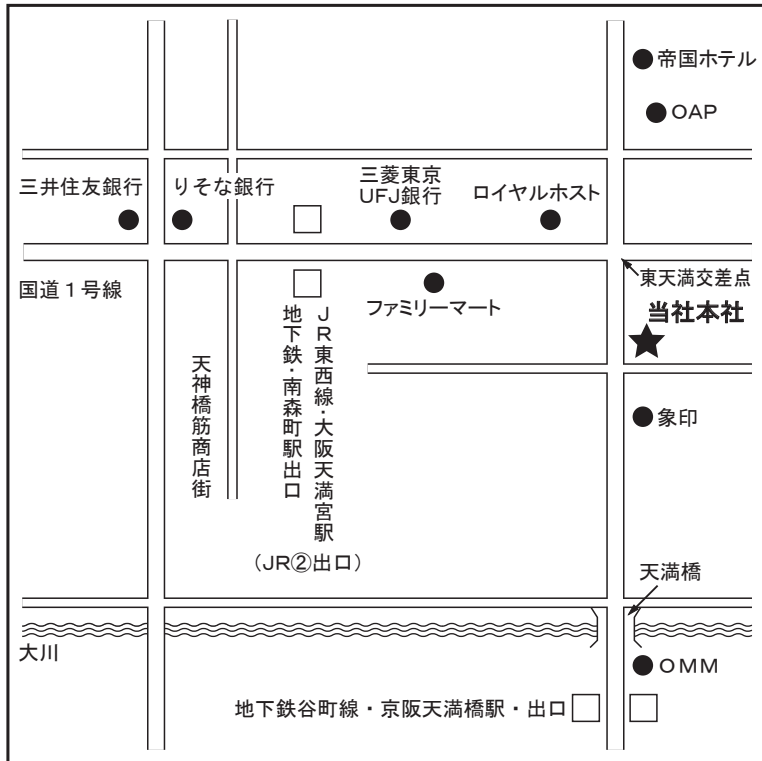
株主総会会場ご案内図

会場

〒530-0043 大阪市北区天満一丁目26番3号

当社本社 9階会議室

☎ 06-6357-0101



交通機関 地下鉄・京阪天満橋駅、地下鉄南森町駅より徒歩約8分
JR大阪天満宮駅より徒歩約7分